

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書（案）

わが国においては、B型・C型肝炎の患者が合計350万人程度存在すると推定され、血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の連続使用などの、医療行為による感染が原因とされている患者も多い。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しているといわれている。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しく、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を發揮していないとの指摘がなされているところである。

一方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされており、國においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、より一層の取り組みが必要である。

よって、荒川区議会は國会及び政府に対し、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 肝炎ウイルスが原因である肝硬変及び肝がん患者の治療に対する医療費助成等の支援をすること。
- 2 肝機能障害による身体障害者の実情に合わせて身体障害者手帳の認定基準を改善するなど、公的支援制度の充実に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣